

自転車損害賠償保険等※への 加入が義務となります

(平成31年4月1日から)

伊達政宗
伊達武将隊

乗るなら保険に入るべし!
交通ルールを守るべし!

仙台市自転車の
安全利用に関する
条例が
制定されました

(平成31年1月1日施行)

©奥州・仙台 おもでなし集団 伊達武将隊

※自転車損害賠償保険等：自転車の利用
に係る交通事故により生じた他人の生命
または身体の被害に係る損害を填補する
ことを約する保険又は共済をいいます。

仙 台 市

仙台市自転車の安全利用に関する条例

【平成31年1月1日施行】

※自転車損害賠償保険等への加入義務化は平成31年4月1日施行

◆◆条例のポイント◆◆



自転車を利用する方は次の項目を守りましょう。

道路交通法の遵守

- 道路交通法その他の関係法令を遵守しなければなりません。
- 自転車の安全利用に必要な知識の習得に努めましょう。

歩行者への配慮

- 歩行者及び他の自転車の通行に配慮するよう努めましょう。
- 歩道を自転車で通行する場合、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは自転車を押して歩くなど歩行者の安全確保に努めましょう。
- 自転車横断帯のない横断歩道を歩行者用信号機に従って通行する場合、横断歩道に歩行者がいるときは自転車を押して歩くなど歩行者の安全確保に努めましょう。

ヘルメットの着用

事故による深刻な被害を防ぐため、ヘルメットの着用に努めましょう。

自転車の点検・整備

整備不良や故障した自転車による事故を防ぐため、定期的な点検・整備に努めましょう。

自転車損害賠償保険等への加入義務化

(平成31年4月1日から)

自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額な賠償を請求される事例が発生しています。高額な賠償請求に対応できる自転車損害賠償保険等に必ず加入しましょう。

(自動車保険や火災保険等に付帯する「個人賠償責任特約」などすでに加入されている場合がありますので、まずはご自身またはご家族の加入されている保険の内容についてご確認ください。)

～高額賠償事例～

判決認容額^(*) 9,521万円

自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突、女性は意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

※判決認容額:判決文で加害者が支払いを命じられた金額



保護者の方へ

未成年のお子さんがいる保護者の方に対しても、次の内容を定めています。

- ・お子さんへ自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めましょう。
- ・お子さんが自転車を利用する際に、ヘルメットを着用させるよう努めましょう。
- ・お子さんが利用する自転車について、定期的に点検・整備を行うよう努めましょう。
- ・お子さんが自転車を利用する際は、お子さんが被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。(平成31年4月1日から)



お問い合わせ先 仙台市市民局自転車交通安全課 TEL.022-214-1075

詳しくは、本市ホームページをご覧ください。仙台市 自転車条例

検索